(外交防衛委員会)

日 · 本 国 ことスイス連邦との間 の 自由 な貿易及び経済上の 連 携 に関する協定 の締結に つい て 承 認 を

求めるの件 (閣条第一三号) (衆議院送付) 要旨

この 協 定 は、 我が 国とスイスとの 間 に お 61 て、 物 品 及びサー ビスの 貿易 の 自 由 化 及び)円滑化 を 進 め、 投資

の 機 会 を 増 大さ ť 自 然 人 の 移 動 競 争 、 知 的 財 産 等 の 幅 広 11 分 野 で の 枠 組 み を 構 築すること等を 内 容 لح す

る 両 玉 間 の 経 済 上 の 連 携 の た め の 法 的 枠 組 み を 設 け る も の で あ ı) 二〇〇九年 $\overline{}$ 平 成二十一年) 二月 + 九

に東京で署名されたものである。

こ の 協 定 は、 前 文、 本文百五十 兀 箇 一条及び 末文並 び に 協定 の 不可 分 の 体 を 成 す 附 属 書 か ら成っ て l١ るほ

ゕੑ こ の 協 定 に 関 連 ŕ 実 施 取 極 が 作 成 さ れ て お ij 主 な 内 容 は 次 の ۲ お IJ で あ ಠ್ಠ

各締 約 玉 は 他 方 の 締 約 玉 の 原 産 品 に つい て、 附 属 書 の 自 玉 の 表に従っ て、 関税 を 撤 廃し、 又は 引き

下げる。

な お、 両 締 約国 が実施する関 税 の 撤 廃 及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

ワ イン ボ 1 シ につい て 関 税 を 協 定発効 後 九年間 で 撤 廃。 部 の スイス特産 の ナチュ ラ Ĵ٧ チー ズ

に つ しし て 関 税 割 当を 設 定 枠 内 税 率 は 現 行 関 税 率 を 五 年 間 で 半 減する。 関 税 割 当数 量 は 段 階 的

に

増 き L 協 定 . 発 効 後 + 年 自 及 び そ れ 以 降 の 各 年 は千トン)

口 鉱工業品

ほ ぼ す ベ て の 品 目 に つ しし て 関 稅 を 即 時 撤 廃

2 スイスによる関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

清 酒 盆 栽 長 11 ŧ メ ン、 干し 杮 味 噌 等 に つ ١١ て 関 税 を 即 時 撤 廃

口 鉱工業品

す ベ て の 品 目に つ ١J て 関 税 を 即 時 撤 廃

原 産 地 規 則 原 産 地 証 明 書、 原 産 地 申 告及び税関手続並びに原 産 品 に . 対 して両締約国 間 に お L١ て の みと

5 れる二国 間 セー フガー ド 措置 の 適 用 の た め の 規 則等につい て定める。 なお、 輸 出締 約国 が予め認定した

輸 出 者 に つい ては、 自ら 原 産 地 を申告することを認 が る。

 \equiv 衛 生 植 物 検 疫 措 置 の 適 用 に 関 す うる協定 は、 衛 生 植 物 検 疫 及 措 置 一に関 する両 . % 約 国 の 権 利及び義 務について

適 用 ゚゚する゚

四 両 締 約 国 ば 強 制 規 格、 任 意 規格及び 適 合性 評 価 手 続 の 分 野に お しし て 協 力する。

五 各締 約 玉 ば、 他 方 の 締 約 玉 の サー ビス及びサービス提供者に対 ŕ 内 玉 民 待 遇 及び 最 恵 玉 待 遇 を与 える。

す ź 六

各

締

約

玉

は、

他

方

の

締

約

玉

の

短

期

の

商

用

訪

問

者、

企

業 内

転

勤

者 等

に

対

ŕ

λ

玉

及び一

時

的

な

滞

在

を 許

可

七、 方 の 締 約 玉 は 他 方 の 締 約 玉 の デジ タ ル プ ロダクトに 対 ŕ 自 玉 又は 第 三 玉 の 同 種 のデ ジ タ ル プ

ダ ク 1 · に 与 える待遇 ょ IJ も 不 利 な待遇を与える 措 置 を 採 用 ŕ 又 は 維 持 L て は なら な ١į 両 締 約 玉 は 雷

子 的 な 送 信 に 対 b って 関 税 を 賦 課 L な しし とい う現在 の慣 行を世界貿 易 機 関 の 枠 組 み に お L١ て 拘 束 力 を有する

も の とするよう協力する。

Ϋ́ 方 の締約 国 は 他 方 の 締 約 玉 の投資 家の投資活動に関連 ŕ 当該投資家及びその投資財産に対 内

玉 民待遇及び 最 恵国 待遇を与える。

九、 各締 約 国 ば に 自 国 の法令に従い、 反 競 争的行 為に対して適当と認 め る 措 置 をとる。

Ļ 方 の 締 約 玉 は 貿 易 関 連 知 的 所 有 権 協 定 の 規 定 に 従 ľί 知 的 財 産 の 保 護 に 関 ŕ 他 方の 締 約国 の 国民

に 内 国 民 待遇 及 び 最 恵 玉 待 遇 を 与える。

政 府 調 達 に 関 す る 両 締 約 玉 の 権 利及び 義務 につ ١J ては、 政 府 調 達 協 定 に よって規 律 する。

Ιţ 両 界に よる貿易及 び 投 活 の 促 関 す 問 題 取 組 むた

資

動

進

に

ź

に

IJ

め、

必要に

応じ て 協 議 ず ź ま た、 経 済 関 係 の 緊 密 化 に 関 す る 小 委 員 会 を 設 置 す る

両

締

約

玉

締

約

玉

の

産

業

<u>+</u> = ′ こ の 協 定 の 解 釈 又 は 適 用 に 関 す る 両 締 約 玉 間 の 紛 争 の 解 決 手 続 に 関 ŕ 仲 裁 裁 判 所 の 設 置 及 び 任

仲 裁 裁 判 手 続、 仲 裁 裁 判 所 の 裁 定 の 実 施 等 に つ L١ て 定 め るู้

十四、 こ の 協定 ιţ こ の 協 定 の 効 力 発 生に 必要なそ れぞ れ の 玉 内 法 上 の手続が完了した旨を通告する外交上

の公文を両 .) 約 国 政 府 が交換する日の属 する月の 後二 番 目 の 月 の 初 日 に 効力を生ずる。